

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募等」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、<u>適格機関投資家私募等</u>、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。</p> <p>（委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者</p> | <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募等」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、<u>適格機関投資家私募</u>、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。</p> <p>（委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者</p> |

（委託者がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）の受託者である信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

一・二 （略）

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（第一号に掲げる者に該当するものを除き、当該商品投資顧問業者による運用の指図が次条第九号又は第十号に掲げる資産のみに対する投資として行われる場合に限る。）

（特定資産の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一・六 （略）

七 金銭債権（第一号、第二号、前号及び第十号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）

八 （略）

九 商品（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品をいう。以下同じ。）

十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利

イ 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定

（委託者がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）の受託者である信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

一・二 （略）

（新設）

（特定資産の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一・六 （略）

七 金銭債権（第一号、第二号及び前号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）

八 （略）

（新設）

（新設）

する商品投資（同項第三号に掲げるものを除く。）に係る取引（以下「商品投資取引」という。）

ロ 商品市場（商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。）及び外国商品市場（商品市場に相当する外国の市場をいう。）によらないで行う次に掲げる取引

(1) 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてい  
る商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決  
済することができる取引

(2) 当事者が商品若しくは商品指数（商品取引所法第二条第五  
項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ。）  
についてあらかじめ約定する価格若しくは数値と将来の一定  
の時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数  
の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又  
はこれに類似する取引

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手  
方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間に  
おける変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方  
と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商  
品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の約  
定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互  
に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として  
定めた金額に相当する金銭又は商品を受受することを約するも

のを含む。)又はこれに類似する取引

二 当事者の一方の意思表示により当事者間において口若しくはハに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

(委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲)

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者(第一号に掲げる者に該当するものを除き、当該商品投資顧問業者による運用が前条第九号又は第十号に掲げる資産のみに対する投資として行われる場合に限る。)

(適格機関投資家私募等の範囲)

第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

2 法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合とする。

一 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資

(委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲)

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(新設)

第八条 法第二条第九項に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

(新設)

家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得の申込みの勧誘を行う場合であること。

二 受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。）をいう。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合（前項に規定する場合を除く。）であること。

3 前項第二号の「特定取得者」とは、当該受益証券を取得する場合において、金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等又は同法第五十八条に規定する外国証券業者による当該受益証券に係る取引の媒介、取次ぎ又は代理その他の行為によらず、直接に外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者から取得する者以外の者をいう。

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金

（新設）

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた証券投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率

融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあつては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券又は商品（金融商品取引所に上場されている有価証券、商品市場に上場されている商品その他の換価の容易な資産として内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「上場有価証券等」という。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨

ロ・ハ （略）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定め

る金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた証券投資信託にあつては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる証券投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨

ロ・ハ （略）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で

るもの

イ その運用の対象を有価証券又は商品とし、かつ、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品によって当該受益証券を取得しなければならぬ旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 その受益権を他の投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする投資信託であつて、当該受益権を他の投資信託の投資信託財産に属する上場有価証券等をもって内閣府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

定めるもの

イ その運用の対象を有価証券とし、かつ、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券によって当該受益証券を取得しなければならない旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であつて、当該受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)をもって内閣府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

|                                                                          |                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 2<br>4 (略)                                                               | 5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 |
| 一五 (略)                                                                   | 六 商品（内閣府令で定めるものに限る。）の取得及び譲渡並びに貸借                                 |
| 七 商品投資等取引（内閣府令で定める取引に限る。）                                                | (募集の取扱い等の範囲)                                                     |
| 第二十四条 法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。       | 一五 (略)                                                           |
| 六 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。）          | 七 (略)                                                            |
| (外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等)<br>第三十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 | 5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 |
| 一五 (略)                                                                   | (新設)                                                             |
| (新設)                                                                     | (募集の取扱い等の範囲)                                                     |
| 第二十四条 法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。       | 一五 (略)                                                           |
| (新設)                                                                     | 六 (略)                                                            |
| (外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等)<br>第三十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 | 一 (略)                                                            |

二 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者が行う外国投資信託の受益証券（内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）

イ・ロ （略）

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

ニ （略）

三 （略）

（登録投資法人が行うことができる取引）

第百十六條 法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、次のいずれかに掲げる取引以外の特定資産に係る取引とする。

一 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引

二 商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

二 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者が行う外国投資信託の受益証券（内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）

イ・ロ （略）

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

ニ （略）

三 （略）

（登録投資法人が行うことができる取引）

第百十六條 法第百九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

（新設）

（新設）

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

第百十七条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 資産運用会社に、商品の売買の委託を行うこと。

六 九 (略)

(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第百二十五条 (略)

2 (略)

3 法第百三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 当該資産運用会社が当該投資法人の資産の運用を行ったものと

同一の種類の商品について自己の計算で行った取得若しくは譲渡又は貸借の有無及びその取得若しくは譲渡又は貸借の別その他内閣府令で定める事項

四 当該資産運用会社が当該投資法人の資産の運用を行ったものと

同一の種類の商品に係る商品投資等取引を自己の計算で行った事実の有無その他内閣府令で定める事項

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

第百十七条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(新設)

五 八 (略)

(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第百二十五条 (略)

2 (略)

3 法第百三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等)

第二百二十八条 法第二百二十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業を行う者が行う外国投資証券(法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

ニ (略)

三 (略)

(意見を聴く関係行政機関の長等)

第二百二十九条 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の三第一項、第三十一条第五項及び第三十五条第五項に規定する政令で定める行政機関の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める大臣(次の各号

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等)

第二百二十八条 法第二百二十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業を行う者が行う外国投資証券(法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

ニ (略)

三 (略)

(意見を聴く関係行政機関の長等)

第二百二十九条 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の三第一項、第三十一条第五項及び第三十五条第五項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、国土交通大臣とする。

に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣」とする。

一 特定投資運用行為（法第二百二十三条の三第一項に規定する特定投資運用行為をいう。次号において同じ。）を行う業務として、不動産（法第三条第一号に規定する不動産をいう。第三百三十一条及び第三百三十二条において同じ。）に対する投資を行う場合  
国土交通大臣

二 特定投資運用行為を行う業務として、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資を行う場合  
農林水産大臣及び経済産業大臣

2・3（略）

（金融商品取引法等の適用に関する読替え等）

第三百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|                 |           |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句    |
| 第四十二条の二         | 又はオプション   | 、オプション又は対象 |
| 第三号             |           | 資産（投資信託及び投 |

（新設）

（新設）

2・3（略）

（金融商品取引法等の適用に関する読替え等）

第三百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|                 |           |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句    |
| 第四十二条の二         | 又はオプション   | 、オプション又は対象 |
| 第三号             |           | 資産（投資信託及び投 |

|            |                 |                                                                 |                                                              |     |                                          |
|------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------|
|            |                 | 2 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 |                                                              | (略) |                                          |
|            |                 |                                                                 |                                                              | (略) |                                          |
| 第四十二条の二第三号 | 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句                                                       | 読み替える字句                                                      | (略) | 資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。 |
|            | 又はオプション         |                                                                 | 、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。 |     |                                          |

|            |                 |                                                                 |                                                              |     |                                          |
|------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------|
|            |                 | 2 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 |                                                              | (略) |                                          |
|            |                 |                                                                 |                                                              | (略) |                                          |
| 第四十二条の二第三号 | 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句                                                       | 読み替える字句                                                      | (略) | 資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。 |
|            | 又はオプション         |                                                                 | 、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。 |     |                                          |

|     |     |
|-----|-----|
|     |     |
| (略) | (略) |
|     | )   |
| (略) | (略) |

3 法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

|                 |     |                                                    |
|-----------------|-----|----------------------------------------------------|
| 読み替える金融商品取引法の規定 | (略) | 読み替えられる字句                                          |
| 第四十二条の二第三号      | (略) | 、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるも |
|                 | (略) | 読み替える字句                                            |

|     |     |
|-----|-----|
|     |     |
| (略) | (略) |
|     | )   |
| (略) | (略) |

3 法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

|                 |     |                                                    |
|-----------------|-----|----------------------------------------------------|
| 読み替える金融商品取引法の規定 | (略) | 読み替えられる字句                                          |
| 第四十二条の二第三号      | (略) | 、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるも |
|                 | (略) | 読み替える字句                                            |

|     |     |            |
|-----|-----|------------|
| (略) |     |            |
| (略) | (略) |            |
| (略) | (略) | のをいう。以下同じ。 |

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指

図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

|                 |           |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句    |
| (略)             | (略)       | (略)        |
| 第四十二条の二又はオプション  |           | 、オプション又は対象 |

|     |     |            |
|-----|-----|------------|
| (略) |     |            |
| (略) | (略) |            |
| (略) | (略) | のをいう。以下同じ。 |

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指

図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

|                 |           |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句    |
| (略)             | (略)       | (略)        |
| 第四十二条の二又はオプション  |           | 、オプション又は対象 |

|     |     |                                                     |
|-----|-----|-----------------------------------------------------|
| 第三号 |     | 資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。） |
| (略) | (略) |                                                     |
| (略) | (略) |                                                     |

(関係行政機関の長との協議等を要する特定資産)

第三百三十一条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。

一 十五 (略)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産

|     |     |                                                     |
|-----|-----|-----------------------------------------------------|
| 第三号 |     | 資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。） |
| (略) | (略) |                                                     |
| (略) | (略) |                                                     |

(関係行政機関の長との協議等を要する特定資産)

第三百三十一条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産（法第三条第一号に規定する不動産をいう。次条において同じ。）とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとする。

一 十五 (略)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産

産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

一〇九 (略)

4 内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。

一 不動産に関し定められる内閣府令 国土交通大臣

二 農林水産関係商品（商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第二十八条各号に掲げる商品をいう。以下この条において同じ。）又は農林水産関係商品投資等取引（農林水産関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに農林水産関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関し定められる内閣府令 農林水産大臣

三 経済産業関係商品（農林水産関係商品以外の商品をいう。この条において同じ。）又は経済産業関係商品投資等取引（経済産業関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに

産に関し行われる次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

一〇九 (略)

4 内閣総理大臣は、不動産に関し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

|                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>経済産業関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関し定められる内閣府令 経済産業大臣</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 5                                                                           | <p>金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。</p> <p>一 不動産に関し行われる処分 国土交通大臣</p> <p>二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる処分 農林水産大臣</p> <p>三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる処分 経済産業大臣</p>                                            |
| 6                                                                           | <p>金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）に通知するものとする。</p> <p>一 不動産に関し行われる届出又は登録の申請 国土交通大臣</p> <p>二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる届出又は登録の申請 農林水産大臣</p> <p>三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利</p> |

|      |                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5    | <p>金融庁長官は、不動産に関し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。</p>                                       |
| (新設) |                                                                                                 |
| (新設) |                                                                                                 |
| (新設) |                                                                                                 |
| 6    | <p>金融庁長官は、不動産に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の申請があつた場合には、国土交通大臣に通知するものとする。</p> |
| (新設) |                                                                                                 |
| (新設) |                                                                                                 |
| (新設) |                                                                                                 |

(財務局長等への権限の委任)

第百三十五条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百十七条第九号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4 5 6 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第百三十五条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百十七条第八号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4 5 6 (略)